（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一　法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の二十一第一項及び第二項、第二十七条の二十二から第二十七条の二十五まで、第二十七条の二十六（第三項を除く。）、第二十七条の二十七第二項、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二第二項、第二十七条の三十三（第三項を除く。）、第二十七条の三十四、第二十七条の三十五、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

[(1)・(2)　略]

[一の二～二の二の二　略]

二の二の三　法第二十六条の二並びに第二十六条の三第六項及び第七項の規定に基づく総務大臣の権限

[二の三～八　略]

2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

[一～三の四　略]	[略]
三の五　法第二十七条の三十二第一項の規定による登録に係る無線局（三の六の項に掲げる無線局を除く。）	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十九第一項、第二十七条の三十四及び第二十七条の三十五並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所））
三の六　法第二十七条の三十九第一項、第二十七条の三十四及び第二十七条の三十五並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所）
[三の七～五の三　略]	[略]

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

一　法第四条、第五条（第四項を除く。）、第六条第一項、第七条から第十二条まで、第十四条第一項、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十条第二項から第六項まで、第九項及び第十項、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十七条第一項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四、第二十七条の五第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の八、第二十七条の九、第二十七条の十第一項、第二十七条の十八第一項及び第二項、第二十七条の十九から第二十七条の二十二まで、第二十七条の二十三（第三項を除く。）、第二十七条の二十四第二項、第二十七条の二十五、第二十七条の二十六第一項、第二十七条の二十七、第二十七条の二十八、第二十七条の二十九第二項、第二十七条の三十（第三項を除く。）、第二十七条の三十一、第二十七条の三十二、第三十九条第四項（法第五十一条（法第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第七十条の七第二項（法第七十条の八第二項及び第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項（法第七十条の七第四項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第八十条の規定に基づく総務大臣の権限であつて、次の無線局（法第五条第一項第二号に掲げる者の開設に係るものを除く。）に関するもの

[(1)・(2)　同上]

[一の二～二の二の二　同上]

二の二の三　法第二十六条の二（第二項を除く。）の規定に基づく総務大臣の権限

[二の三～八　同上]

2

[同上]

[一～三の四　同上]	[同上]
三の五　法第二十七条の二十二第一項の規定による登録に係る無線局（三の六の項に掲げる無線局を除く。）	申請者又は登録人の住所（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所（移動する無線局にあつては、常置場所））
三の六　法第二十七条の二十九第一項の規定による登録に係る無線局（第十六条第一号に掲げる無線局に限る。）	その無線設備を設置しようとする区域（法第二十七条の二十六第一項、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二並びに法第七十条の七第二項（法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する届出にあつては、その無線設備の設置場所）
[三の七～五の三　同上]	[同上]